

市章		発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行
	目 令	次 ····································
	訓	令
大津市訓令第14号 大津市事務決裁規程(昭和56年訓令 令和2年12月28日	う第9号)の一部を次のように	こ改正する。 大津市長 佐 藤 健 司
別表第1号の表1の部5の項中「晶	削市長以上」を「市長」に改め	
 (1) 規則及び訓令の制定、改正 (次号のものを除く。)及び 廃止 (2) 規則及び訓令の改正で、軽 易なもの (3) 要綱の制定、改正及び廃止 ア 重要なもの イ その他のもの 		
 別表第1号の表2の部2の項第2号		
(2) 附属機関等の委員の推薦及び就任の依頼並びに任免		人事課長の合
ア イに掲げる場合以外の場合 イ 再任の場合		
別表第1号の表2の部2の項第11号	ラア(7)中 ○	
	に改め、同部3の項第4号	号中「才以外」を「カ以外」に、「インバウン
ド・国際交流室長」を「MICE推進	- 進室長」に改め、同号ア及びイ -	イを次のように改める。
ア 副市長 イ 部長相当職位		同佰笠 4 早 ウ 巾 「 刄 だ ノ 」
別表第1号の表2の部3の項第4号	中オをカとし、エをオとし、	同項第4号ウ中「及びイ」を「からウまで」

に改め、同項第4号中ウをエとし、イの次に次のように加える。
ウ 次長及び課長相当職位 ○
別表第1号の表3の部5の項第1号中 ○ を
「 ○ に改め、同部9の項第1号中「1,000万円」を「3,000万円」に、
「
」 を「3,000万円」に改め、同部11の項第1号を次のように改める。
(1) 2,000万円以上のもの (1) 信報システム ア 新規のもの (1) 信報システム 課長 財政課長 財政課長 財政課長
別表第1号の表3の部17の項第1号中「特に」を削り、同項第2号中「重要な」を「その他の」に改め、同項第3号を削り、別表第1号の表5の部1の項第1号中「1,000万円」を「3,000万円」に、
「 を「3,000万円」に改め、同部4の項第1号中 ○ を 」
「 ○ に改め、別表第1号の表6の部1の項中「並びに物品の製造の請負の決 」
定」を削り、同項第1号中「100万円」を「3,000万円」に、 〇 〇
「 ○ に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。
(2) 1件の予定価格が100万円以 上3,000万円未満のもの
別表第1号の表6の部中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。
2 物品の製造の請負の決定(契 約の締結を含む。) (1) 1件の予定価格が1億5,000 ○ 万円以上のもの (2) 1件の予定価格が5,000万円 以上1億5,000万円未満のもの (3) 1件の予定価格が1,000万円

以上5,000万円未満のもの (4) 1件の予定価格が500万円以上1,000万円未満のもの (5) 1件の予定価格が500万円未満のもの 満のもの (6) 1件の予定価格が500万円未 合議は、50万円を超えるものに限る。
別表第1号の表7の部1の項第1号中「5,000万円」を「1億5,000万円」に、
「 を ○ に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第
」 3号とし、第1号の次に次のように加える。
(2) 1件の設計金額が5,000万円 以上1億5,000万円未満のも の
「 別表第1号の表7の部3の項第1号中「1,000万円」を「2,000万円」に、
「
操り下げ、第1号の次に次のように加える。
(2) 1件の見積金額が1,000万円 □ 財政課長 以上2,000万円未満のもの □ □
「 別表第1号の表9の部9の項中 ○ を ○ に
改め、別表第2号総務部の表総務課の部1の款1の項中
「 ○ に改め、同款2の項中 を
「
1 特別職の職員(附属 〇
別表第2号総務部の表人事課の部3の款2の項中
「 ○ に改め、同課の部6の款2の項及び3の項を次のように改める。

び一般職員	
3 海外派遣研修の実施	
の決定	
(1) 副市長	
(2) 部長相当職位	
(3) 前2号に掲げる職 位以外の役付職位及	
び一般職員	
別表第2号総務部の表人事	¥課の部 7 の款 7 の項を次のように改める。
7 退職手当支給額の	
決定	
(1) 次号に掲げる職員	
以外の職員 (2) 会計年度任用職員	
ı	
別表第2号総務部の表契系	5検査課の部1の款2の項第1号中「5,000万円」を「1億5,000万円」に、
	を 〇 に以め、同項甲第4号を第3号
とし、第3号を第4号とし	第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。
I	
(2) 設計金額が5,000 万円以上1億5,000	
万円は五十億5,000万円未満のもの	
1	
別表第2号総務部の表契約	5検査課の部1の款4の項第1号中「2,000万円」を「5,000万円」に、
' 	
	を ○ に改め、同項中第4号を第5号
とし、第3号を第4号とし、	第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。
(2) 設計金額が2,000	
万円以上5,000万円	
未満のもの	

別表第2号総務部の表契に関する入札の執行」に改												- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			を								に改め、	同款中5の項を8の項
とし、4の項を7の項とし、	3 O	-)項を	」 : 6 の	項と	し、	2の!	頁の光	マに次の	つようし	」 に加	える。	
3 物品の製造の請負に 関する入札の執行の決 定(予定価格及び最低 制限価格の決定を含 む。) (1) 1件の予定価格が 1億5,000万円以上 のもの (2) 1件の予定価格が	0											
5,000 万円以上1億 5,000 万円未満のもの (3) 1件の予定価格が 1,000万円以上5,000 万円未満のもの (4) 1件の予定価格が			0	0								
500万円以上1,000万円未満のもの (5) 1件の予定価格が 500万円未満のもの 4 入札参加者の決定 5 物品の製造の請負に 関する随意契約の相手 方の決定 (1) 1件の予定価格が					0							
5,000万円以上のもの (2) 1件の予定価格が 2,000万円以上5,000 万円未満のもの (3) 1件の予定価格が 300万円以上2,000万 円未満のもの (4) 1件の予定価格が 200万円以上300万円 未満のもの (5) 1件の予定価格が 200万円よ満のもの		0	0	0	0							
」 別表第2号福祉子ども部の 「	- の表福	1 冨祉指	 導監 	I 査課	I の部	」 1 の詩	· 敦 1 Ø	I)項第]	号中	ı		ı
		-	を								に改め、	同項第2号中
			「 を 」								に改め、	別表第2号福祉子ども

部の表生活福祉課の部4の款1の項第1号中 を
「
」 「
「 「
「「「「「」」」」を 〇 に改め、同項第2号中
がびに別表第2号産業観光部の表農林水産課の部12の款10の項第1号中 ○ を
「
「 1 の項第 1 号中
号中 O を
「 項及び3の款20の項中
表第2号環境部の表廃棄物減量推進課の部1の款2の項第1号及び2の款1の項中 「
産業廃棄物対策課の部1の款1の項第1号中「特に」を削り、 〇
産業廃棄物対策課の部1の款1の項第1号中「特に」を削り、 〇

「
の表都市計画課の部6の款1の項を次のように改める。
1 行為の許可、協議等 (1) 重要なもの (2) その他のもの
別表第2号都市計画部の表開発調整課の部1の款1の項第1号及び3の項第1号、2の款1の項第1号並びに
5の款1の項第1号中 ○ を ○ に改め、別
L J
表第2号建設部の表路政課の部1の款1の項及び2の項中
「
· 附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。